

第17期 第3回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和2年11月27日(金) 午後1時32分～午後2時11分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階第2会議室

3. 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4. 欠席農業委員 (0 名)

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

7. 議事録署名委員

6番 金城 朝之 委員 ・ 7番 比嘉 強 委員

8. 付議すべき案件

報告第 7 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 8 号 現況証明願について

報告第 9 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 10 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 11 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第	7	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	8	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	9	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	2	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

9. 会議の内容

議長

第 17 期豊見城市農業委員会第 3 回の総会を開会いたします。

(午後 1 時 32 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 8 名、全員で出席しております。豊見城市農業委員会
会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたし
ます。

次に議事録署名委員について、豊見城農業委員会会議規則第 13 条の規定に基
づき、本日の議事録署名委員に、第 6 番委員の金城朝之委員と第 7 番委員の比
嘉強委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗
根主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに報告第 7 号について、事務局の説明をお
願いいたします。

事務局

それでは議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 7 号「農地転用後の利用状況の報告について」

4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。

以上です。

議長

ただいまの報告第 7 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手し
てから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

次に報告第 8 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 8 号「現況証明願について」

7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたし
ます。

以上です。

議長 ただいまの報告第 8 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 9 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 9 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 9 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 10 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
1 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長 ただいまの報告第 10 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に報告第 11 号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 初めに、議案書の修正をお願いします。
議案書の 10 ページをお開きください。整理番号 2 番につきましては、今回の報告事項に該当しないことから、削除をお願いします。
報告第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告第 11 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に議案審議に入ります。議案第 6 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 6 号「非農地証明願について」、去る 11 月 18 日に比嘉強委員、瀬長輝男委員、私、事務局長と事務局の仲宗根主査の 4 名で現場を調査し、協議を行ってございます。
議案第 6 号の調査状況について、比嘉強委員にご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

7 番委員 それでは整理番号 1 番について説明します。
議案書 16 ページをお開きください。願い出のあった土地は、我那覇蔵無地原 497 番 2、498 番 3、520 番 3、523 番 3、524 番 4、524 番 6、525 番 3、526 番 3 の 8 筆で、合計面積は 911 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土はほとんどなく、土質等はコーラル敷き、形状は平たん、位置は平場、現況は原野に隣接しておらず、樹木及び雑草はなし。周辺地の進入路として利用されています。また周囲は畑、宅地、雑種地で広がりとしては狭く、土地利用計画等は農振白地、市街化調整区域となっております。
調査員の意見としまして、20 年以上前に農地への進入路として整備され、現在まで通路として利用されている。土地の位置、周辺地域の状況から、今後も通路としての利用が見込まれ、農地への復元、利用は困難であり、適当でないと考えます。このことから願い出地は、議案書 17 ページ、非農地判断基準の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況雑種地として証明相当だと考えられます。
議案第 6 号について説明は以上です。

議長 比嘉強委員、ご説明大変ありがとうございました。
これより審議に入ります。議案第 6 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第 6 号について、現地確認調査書は比嘉強委員の説明のとおりとし、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 6 号については、比嘉強委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。
次に議案第 7 号について審議に移ります。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現場調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。

事務局 初めに、議案書の修正をお願いします。
議案書の 19 ページをお開きください。整理番号 2 番及び 3 番につきまして、譲受人の従事日数が 300 日となっておりますが、こちらを 150 日に修正をお願いします。
それでは議案第 7 号について説明いたします。
議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては 4 件の申請がございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良後原 325 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に、整理番号 2 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字我那覇漢謝原 343 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に、整理番号 3 番につきまして、議案書の 25 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字豊見城火番原 353 番 1、354 番 1、356 番 2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に、整理番号 4 番につきまして、議案書の 27 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字高嶺下深底原 166 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について、大城委員から報告を

お願いします。

大城推進委員

それでは、現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用していることを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用していることを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用していることを確認しました。

整理番号 4 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を有効的に利用していることを確認しました。

以上です。

議長

大城空委員、ありがとうございました。

では、事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 7 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番は関連事案ですので、一括して審議します。

初めに、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

続いて、整理番号 2 番と 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番と 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番については許可することに決定しました。
続いて、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。
次に、議案第 8 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 29 ページをお開きください。
議案第 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきましては、35 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西原 40 番 11、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 2 番につきましては、38 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西原 40 番 4、転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
整理番号 1 番と 2 番は隣接しており、一体利用案件となります。
次に、整理番号 3 番につきましては、43 ページをお開きください。申請のあった土地は与根西中原 119 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、49 ページをお開きください。申請のあった土地は根差部前原 533 番 1、転用目的は貸資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は根差部前原 531 番 1、転用目的は貸資材置場兼駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。ただし、当該案件につきましては、令和元年 6 月総会にて、耕作目的で農地法第 3 条許可を得て農地を取得しているにもかかわらず、短期間での転用となっていることから、理由書を徴取しておりますので、その内容を踏まえ、ご審議いただければと思います。整理番号 4 番と 5 番は隣接しており、それぞれ申請者が転用後に、同一個人へ貸し出す一体利用案件となります。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番及び 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については既存のブロック塀や外構設置案、排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 3 番の申請地は、今年 6 月に本市農業振興地域整備計画の見直しにより農用地区域から除外されておりますが、農用地に隣接し、その広がり 10ha を超える優良農地です。現在は休耕状態で、10 戸以上の家屋が連なる既存の集落に接続しています。隣地境界上には既存ブロックが設置され、水路にも隣接していることから周辺への被害防除等については特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 4 番及び 5 番の申請地ですが、根差部地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 8 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第 8 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番と 2 番は関連事案ですので、一括して審議をします。

初めに、整理番号 1 番と 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 1 番と 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
続いて、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
整理番号 3 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
続いて、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。
(はいの声あり)

議長

では、整理番号 4 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達

することに決定します。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 5 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

議案第 9 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 57 ページをお開きください。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、62 ページをお開きください。申請のあった土地は、上田西後原 328 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂仲毛原 132 番。転用目的はヤード。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、73 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波浜原 578 番 6 及び 578 番 9。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、78 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭田原 102 番 4。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、89 ページをお開きください。申請のあった土地は、座安中前原 208 番 2 及び 205 番 3。転用目的は店舗兼共同住宅。当該

申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。ただし、当該案件につきましては、令和2年7月総会及び8月総会にて耕作目的で農地法第3条許可を得て農地を取得しているにもかかわらず、短期間での転用となっていることから理由書を徴取しておりますので、その内容を踏まえ、ご審議いただければと思います。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号1番の申請地は、宜保地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号2番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号3番の申請地は、那覇空港自動車道の出入口からおおむね300m以内に位置した農地となっています。現地の境界、周辺への被害防除等については、外構設置案及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号4番の申請地は、周囲を住宅等に囲まれ、市街地の中に取り残された農地となっています。現場は既に進入路として利用していることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については既存のブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号5番の申請地は、街路が網状に配置され相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で、雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については外構設置案及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第9号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。議案第9号は1件ずつ審議します。まず整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、これより採決に移ります。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、これより採決に移ります。
整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、これより採決に移ります。
整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、これより採決に移ります。
整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、これより採決に移ります。
整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、協議第 2 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 90 ページをご覧ください。
協議第 2 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」
みだしの件について、令和 2 年 11 月 13 日付豊経建農第 1297 号で、豊見城市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めます。ページをめくって 91 ページのほうで、市長より会長宛ての意見決定についての照会文書となっております。
なお、利用集積計画の内容につきましては、主管課であります農林水産課の担当より説明しますので、よろしくお願ひします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課の農政班、大城です。よろしくお願ひします。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと

思います。

資料の 92 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波 593 番で、面積は 1,382 ㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 7 年 8 月 10 日となっています。借賃については、年額 8 万円を毎年 8 月末までに口座振込することとなっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

協議第 2 号について説明が終わりました。協議第 2 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第 2 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 2 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。大変ありがとうございました。

令和 2 年 11 月 27 日 (金)

午後 2 時 11 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



6 番委員

金城 朝之



7 番委員

比嘉 強

